



# 大雨・台風に備えて今すぐ確認を！

毎年9月、10月は台風の影響などで浸水、洪水などの自然災害が発生しやすくなります。  
7月号広報で特集「災害から命を守る避難情報」を掲載しましたが、今一度確認をお願いします。

## 1.防災情報(気象情報、避難行動情報、避難所開設状況など)を早めに入手してください

- テレビ テレビのL字放送やdボタン、クローバーテレビ映像のテロップで確認できます。
- ラジオ エフエムなみ(77.3MHz)ではこの地域に特化した情報を提供しています。
- 防災行政無線(同報無線) 防災情報などを同報無線でお知らせします。  
直近の内容を「電話65-8517」で確認できます。
- 安全・防災メール 市が行うメールによる防災情報配信サービスです。市外でも受信できます。(事前登録必要)
- 緊急速報メール 災害などの緊急時に、市内基地局エリアに存在する対応携帯電話に一斉配信するサービスです。  
一時的にエリア内にいる市外からの通勤者などへも情報配信されます。(事前登録不要)
- その他に、防災アプリ、広報車両、消防団による避難広報、弥富市ホームページ、近隣の方との声かけ。また、高齢者などの避難行動要支援者の方を対象に電話、ファックスでの避難情報配信(事前登録必要)も9月より始まります。

## 2.弥富市が発令する避難情報

市では、木曽川や日光川などの河川が大雨や台風の影響による高潮などで浸水や洪水の恐れがある場合に、避難情報を発信します。状況に応じた早めの避難行動をとってください。

警戒レベル(洪水・土砂災害)	市民がとるべき行動	市が発令する行動を促す情報
警戒レベル5 既に災害が発生している状況です	命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難勧告・避難指示(緊急)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者、要配慮者などは避難(他の市民は避難準備)	避難準備・高齢者等避難開始

※市が、災害の恐れがあり避難が必要と判断した場合は、避難情報を発令し、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メール、市ホームページ、防災情報ツイッターなどを通じて市民の皆さんにお伝えいたします。避難情報が発令される前でも、自主的に判断して、早めの避難に心がけましょう。

## 3.避難所における新型コロナウイルス感染症対策

避難所については、密集した空間で集団生活により新型コロナウイルスによる感染症のリスクが高まる危険性があります。  
市においても可能な限り避難所の衛生環境の確保に努めてまいりますが、少しでも感染リスクを軽減するため、次のことについてご協力をお願いします。

### ▼自分の住んでいる場所が避難の必要がある場所か確認する。

市では、国、愛知県、気象庁と連携をとり、気象情報に注視しながら、命の危険が及ぶ場合には、いち早く避難情報を発令し、皆さんに避難をお願いします。

避難情報を発令した場合には、市内の避難所を随時開設しますが、自宅の2階への避難(垂直避難)することも大変有効となります。

### ▼親戚や知人の家などへの避難が可能か確認する。

市が指定した避難所だけでなく、災害の危険のない親戚や友人・知人の家などへの避難も検討してください。  
避難所が密集・密接状態になることを防ぐためにもぜひ検討をお願いします。

### ▼避難する際には健康状態を確認する。(必ず検温をお願いします。)

以下の症状がある場合は、かかりつけ医、もしくは津島保健所(電話26-4137)に相談してください。  
●息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状はないか。  
●重症化しやすい方(高齢の方や基礎疾患などがある方)で発熱や咳などの軽い風邪の症状はないか。  
●上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いているか

### ▼避難所内での感染拡大を防止するため、避難所を開設した際は、市では以下の対応を行いますのでご協力お願いします。

- 自宅にて検温を行い、受付で体温を申告してください。●うがい、手洗い、咳エチケットを徹底する。
- 避難者同士の間隔をあける。●定期的に検温、室内的換気、消毒を行う。
- ※万が一、避難所内で発熱や咳などの症状が出た場合は、速やかに避難所担当に申告し、指示を受けてください。

## 4.避難時の必要な物の持参

市の備蓄品には限りがありますので、自身の健康状態を確認するための体温計を持参するなど、可能な限り必要な物は持参してください。

### ◎持参していただきたい物

- マスク(タオルなど) ●体温計 ●アルコール消毒液(エッセンスなど) ●最低3日分の食料と飲料水
- 常備薬 ●スリッパ ●着替え ●携帯ラジオ ●モバイルバッテリーなど

※自主避難者の受け入れを行う場合は、原則、飲料水、食料品、日用品、寝具等の提供を行いません。各自の判断で食料、飲料水、携帯ラジオ、着替えなど、最低限の必要な物を用意して避難してください。

## 5.今のうちにできる、家の周りの点検や避難場所や避難経路の確認は天候が悪くなる前に早めに行いましょう。

- 風で飛ばされる可能性のあるものは、早めに撤去したり、飛ばないように固定する。
- 屋根・窓・雨戸などを点検し、必要に応じて修理、補強する。
- 側溝や排水路は日頃から掃除して水はけを良くしておく。
- 家族で避難場所や避難所を確認しておく。
- 冠水や浸水などの恐れがある場所がないか、事前に確認しておく。

※「避難場所」とは、洪水や津波などの異常な現象が起きたときに迅速に逃げる場所です。「避難所」とは、災害が発生したときに居住の場所を確保することが困難な住民に、その場所を提供する施設です。

## 職員を対象に避難誘導訓練、感染症防止対策研修を行いました。

### 新庁舎避難誘導訓練

7月21日(火)に新庁舎、新体制での火災・地震等の災害発生時に職員や市民が安全に避難行動をとることができるか訓練を行いました。南海トラフ巨大地震発生を想定し、シェイクアウト訓練、避難誘導訓練、津波警報発令に伴う高所避難訓練を行いました。



### 避難所における感染症防止対策研修

7月28日(火)に愛知県災害対策課主催による「避難所における感染症防止対策研修」に弥富市職員約40名が参加しました。午前中は「新型コロナウイルス感染症における避難所運営のポイント」の講義、午後からは実際に避難所の「居住スペース設置」「模擬受付」の演習を行い、段ボールベットやパーテーションの設置や受付の手順を体験しました。この研修を参考に今後市でも訓練を実施していきます。



## 災害支援協力協定締結をしました。



4月13日、あいち海部農業協同組合と「災害時における一時避難所に関する協定」「災害時における物資調達の協力に関する協定」を締結しました。この協定で、大規模地震による津波、台風などの洪水、高潮などの災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、一時避難所として「あいち海部農業協同組合十四山支店」を使用することが可能となりました。また、災害時において必要な食糧および生活必需品などの供給を優先的に受けることが可能となりました。



7月29日、三重県木曽岬町の株式会社カナモト名古屋西営業所と「災害時における資機材等のレンタル供給に関する協定」を締結しました。この協定で、災害時に避難所で不足する「仮設トイレ」や応急復旧活動に必要な重機などを優先的に供給が可能となります。



7月29日、弥富市建設業協力会と「災害時における公共施設等の応援対策の協力に関する協定」を締結しました。この協定で、市の管理する道路施設などの機能確保や緊急を要する公共施設の応急復旧作業および輸送などを円滑に行えるようになりました。